

事 務 連 絡

平成 23 年 2 月 8 日

環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室長殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課
国際衛生対策室長

ノルウェーにおける狂犬病の発生に伴う犬等の輸入検疫の取扱いについて

ノルウェーは、これまで狂犬病の発生がない国として、「犬等の輸出入検疫規則第四条第1項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件（平成十七年農林水産省告示第994号）」に基づき、農林水産大臣が指定する地域（指定地域）とされていきました。

しかしながら、2011年1月4日にノルウェーのホーペン（Hopen）島においてホッキョクギツネの狂犬病発生があったことがOIEに報告されました。このため、同国からの犬等の輸入について監視するとともに、詳細な情報を確認していたところ、今般、同国から回答があり、当該発生地域からの犬等については、必要な検疫措置がとられていることがわかりました。これを受け、ノルウェーのうち、スヴァルバルト、ヤン・マイエン及び欧州外にあるノルウェーの属領については、2月4日以降、指定地域外として扱うこととし、動物検疫所へ連絡したのでお知らせします。

つきましては、このことについて、関係団体への周知をお願いいたします。

なお、告示については、追って改正することとしています。